

～給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント～

平成27年10月
大分県人事委員会

【内 容】

- 1 給与勧告の対象職員
- 2 給与勧告の手順
- 3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）
- 4 民間給与との較差等に基づく給与改定
- 5 本年の給与改定
- 6 職員のモデル給与例（行政職）
- 7 最近の給与勧告の状況

1 給与勧告の対象職員

本年の給与勧告の対象となっているのは、給与条例の各給料表適用者15,600人(再任用職員等を除く。)であり、昨年より3人増加しています(そのうち行政職給料表適用者は4,221人で、昨年より5人増加しています。)

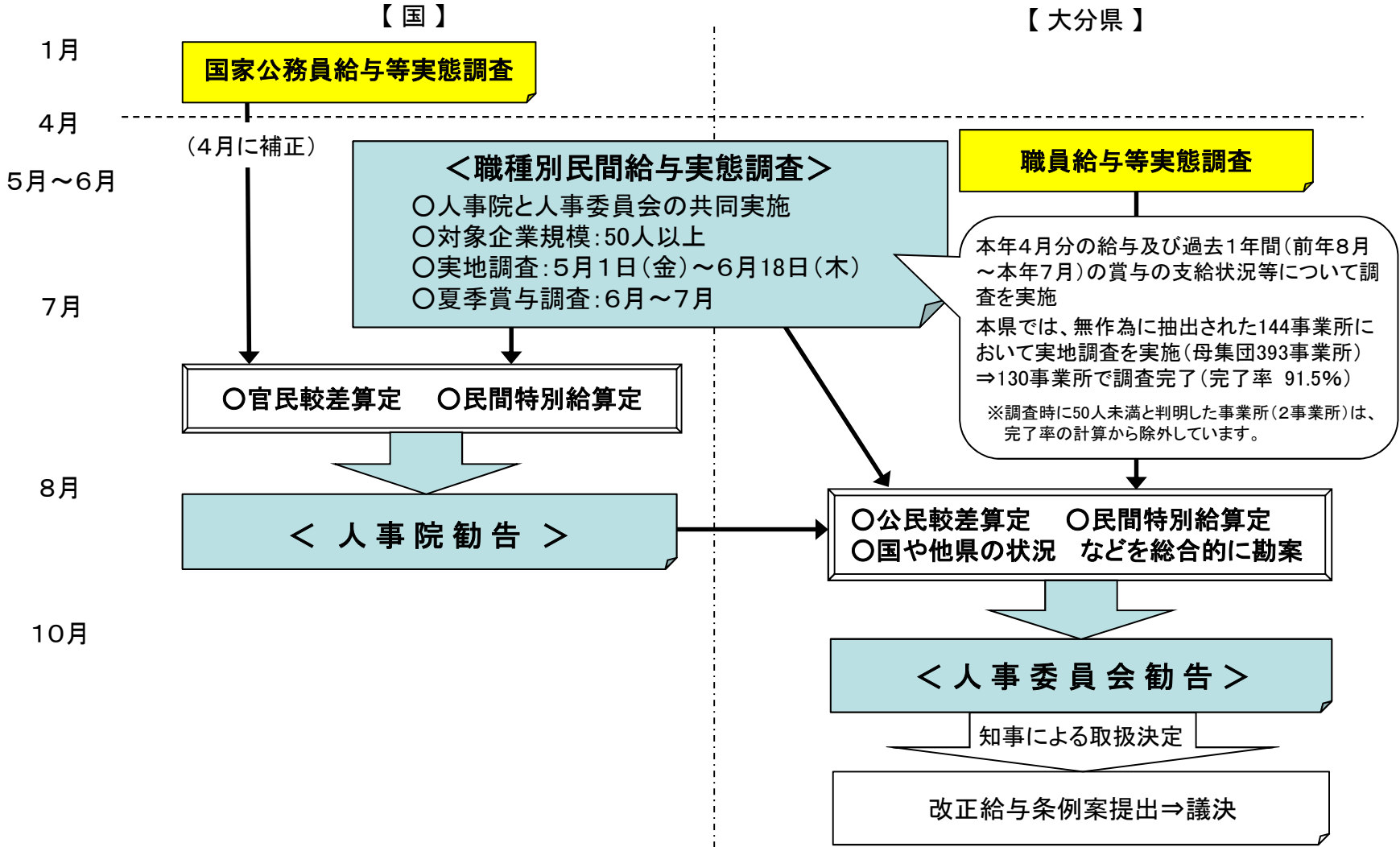
また、対象職員の平均年齢は44.5歳で、昨年より0.1歳低下しています(そのうち行政職給料表適用者の平均年齢は42.9歳で、昨年より0.1歳低下しています。)

項目 給料表	職員数(人)			平均年齢(歳)		
	平成27年	平成26年	増減	平成27年	平成26年	増減
行政職	4,221	4,216	5	42.9	43.0	△ 0.1
研究職	233	231	2	41.1	41.2	△ 0.1
医療職(一)	17	16	1	44.2	46.2	△ 2.0
医療職(二)	239	234	5	42.8	42.6	0.2
海事職	39	38	1	43.4	43.2	0.2
公安職	2,033	2,037	△ 4	38.8	39.1	△ 0.3
教育職(一)	2,673	2,671	2	46.2	46.0	0.2
教育職(二)	6,145	6,154	△ 9	47.0	47.0	0.0
全職種	15,600	15,597	3	44.5	44.6	△ 0.1

(各年4月1日現在)

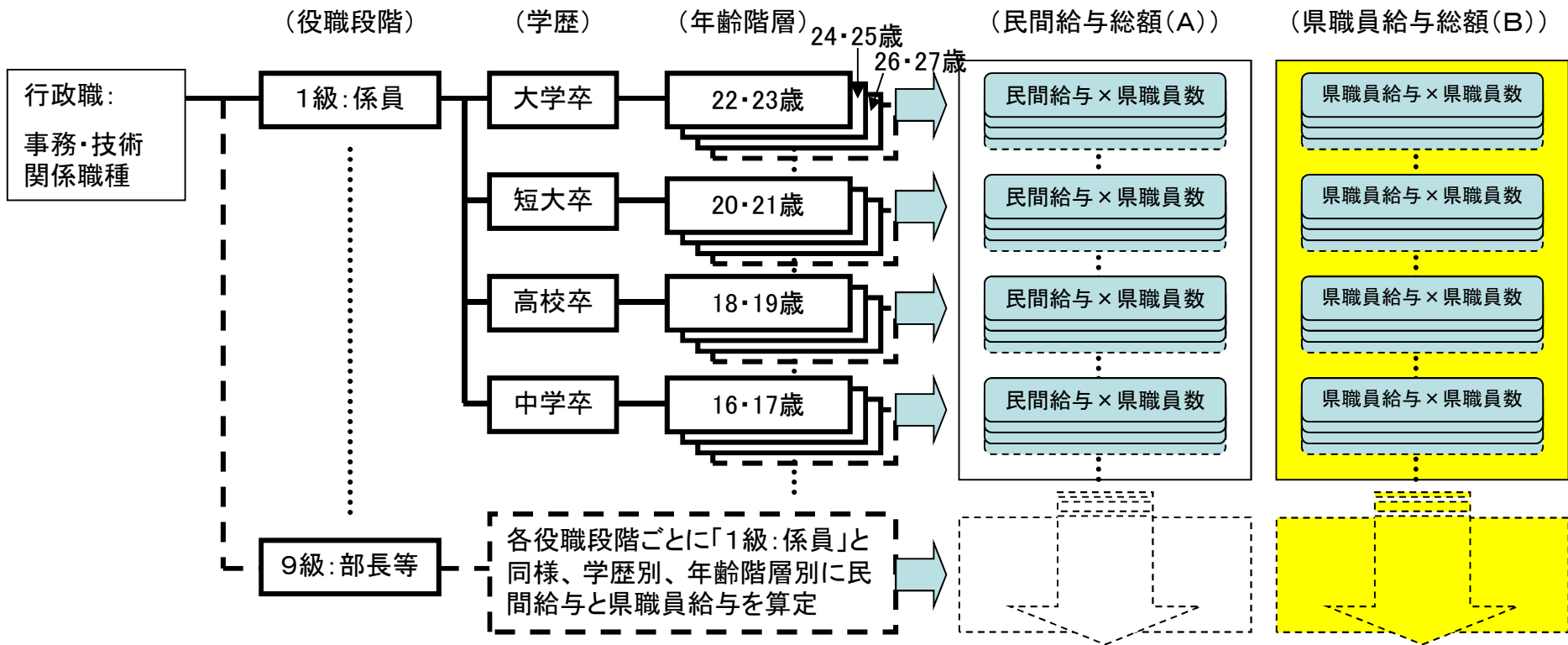
2 給与勧告の手順

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とするものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、職員給与の決定方式として定着しています。



3 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較においては、個々の県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較しています。



今年の較差 1,959円 (0.53%) (算定方法) (a) - (b)

民間給与総額
÷ 県職員総数
= 370,206円 (a)

県職員給与総額
÷ 県職員総数
= 368,247円 (b)

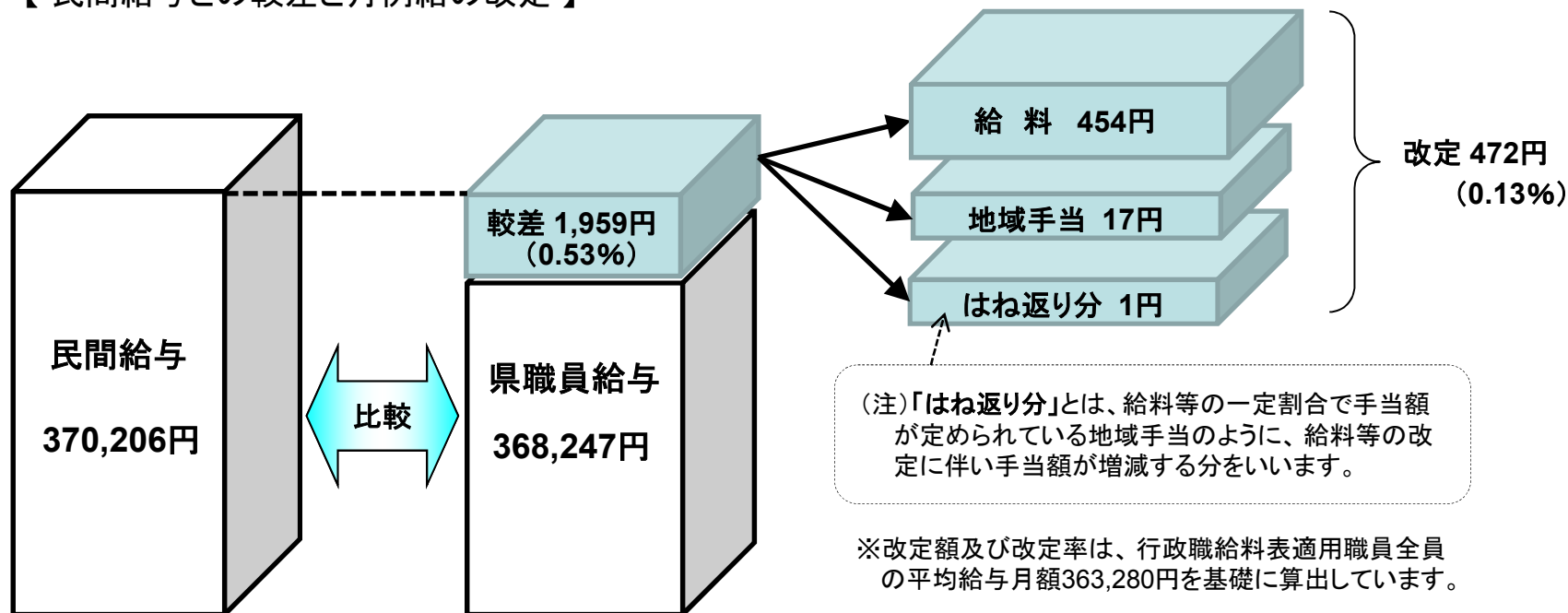
※民間、職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

4 民間給与との較差等に基づく給与改定

地方公務員法の趣旨を踏まえ、次の事情を総合的に勘案した結果、以下のとおり月例給与の改定を行う必要があると判断しました。

- 県職員の月例給与の水準が民間を下回っていること
- 人事院が、国家公務員の月例給与の引上げ改定を行うよう勧告していること
- 他の都道府県においても、民間給与との較差及び人事院の勧告等を考慮して対応することが考えられること

【民間給与との較差と月例給与の改定】



※民間、県職員ともに、本年の新規学卒の採用者は含まれていません。

5 本年の給与改定

1 給料表

- 行政職給料表
民間給与との較差等を考慮の上、人事院勧告に準じて引上げ改定
平均改定率 0.4%、若年層に重点を置いた改定、初任給を2,500円引上げ
- その他の給料表
行政職給料表との均衡を基本に、人事院勧告等に準じて引上げ改定

2 初任給調整手当

- 医師に対する手当について、人事院勧告に準じて所要の改定

3 地域手当

- 支給割合について、人事院の報告に準じて所要の改定
例) 東京都特別区 18%→18.5%、大阪市 15%→15.5%

4 期末手当・勤勉手当

- 民間の特別給の支給割合(4.20月分)等を考慮の上、人事院勧告に準じて支給月数を0.1月分引上げ
年間支給月数 4.10月分 → 4.20月分 (0.05月単位で改定)
- 支給月数の引上げ分は、民間の支給状況等を考慮の上、人事院勧告に準じて勤勉手当に配分

5 実施時期

- 給料表、初任給調整手当、地域手当 : 平成27年 4月 1日
- 期末手当・勤勉手当 : 平成27年12月 1日

6 職員のモデル給与例（行政職）

職務段階	年齢	家族構成	現 行		改 定 後		年間給与の増減額
			月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	月 額	期末・勤勉手当 年間支給月数	
係 員	25歳	独 身	193,100円	4.10月	195,600円	4.20月	60,000円
	30歳	配 偶 者	249,800円	4.10月	251,900円	4.20月	59,000円
係 長 級	40歳	配偶者、子2人	355,200円	4.10月	356,300円	4.20月	53,000円
課長補佐級	50歳	配偶者、子2人	408,800円	4.10月	409,900円	4.20月	60,000円
課 長 級	55歳	配偶者、子1人	525,739円	4.10月	526,839円	4.20月	68,000円
部 長 級	58歳	配 偶 者	633,245円	4.10月	634,345円	4.20月	84,000円

(注) 1 「月額」及び「年間給与の増減額」は、給料、管理職手当及び扶養手当を基礎に算出
 (「課長級」については管理職手当の区分を五種(77,400円)、「部長級」については管理職手当の区分を一種(130,300円)として算出)

2 平成27年切替えに伴う経過措置額は、考慮していない。

7 最近の給与勧告の状況

年	月例給		主な改定内容（月例給）	期末・勤勉手当		平均年間給与	
	改定額	改定率		年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成11年	1,047円	0.26%	給料表の引上げ	4.95月	△0.30月	△105千円	△1.5%
平成12年	515円	0.13%	子等に係る扶養手当の引上げ	4.75月	△0.20月	△75千円	△1.1%
平成13年	297円	0.07%	特例一時金を支給	4.70月	△0.05月	△17千円	△0.2%
平成14年	△8,254円	△2.03%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.65月	△0.05月	△161千円	△2.3%
平成15年	△4,242円	△1.06%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ	4.40月	△0.25月	△175千円	△2.6%
平成16年	—	—	—	4.40月	—	—	—
平成17年	△1,458円	△0.37%	給料表の引下げ、配偶者に係る扶養手当の引下げ(H17実施) 国家公務員の給与構造の改革に準じた給与改定(H18実施)	4.45月	0.05月	△4千円	△0.1%
平成18年	—	—	管理職手当の定額化、子等に係る扶養手当の引上げ(H19実施)	4.45月	—	—	—
平成19年	650円	0.17%	給料表の引上げ、子等に係る扶養手当の引上げ	4.50月	0.05月	30千円	0.5%
平成20年	—	—	教育職給料表の級の新設(H21実施)	4.50月	—	—	—
平成21年	△712円	△0.18%	給料表の引下げ	4.15月	△0.35月	△152千円	△2.4%
平成22年	△617円	△0.16%	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ	3.95月	△0.20月	△88千円	△1.4%
平成23年	△1,057円	△0.28%	給料表の引下げ(H24.3.1実施)	3.95月	—	△17千円	△0.3%
平成24年	—	—	55歳を超える職員の昇給制度の見直し	3.95月	—	—	—
平成25年	—	—	—	3.95月	—	—	—
平成26年	936円	0.26%	給料表の引上げ(H26実施) 国家公務員の給与制度の総合的見直しに準じた給与改定(H27実施)	4.10月	0.15月	70千円	1.2%
平成27年	472円	0.13%	給料表の引上げ、地域手当の引上げ	4.20月	0.10月	44千円	0.7%

(注) 1 平成17年の「改定額」、「改定率」及び「平均年間給与」並びに平成25年の「平均年間給与」は、特例条例による減額前の職員給与に基づき算出
 2 平成23年及び平成27年の「改定率」は、定期人事異動後(各年5月)の職員給与に基づき算出。これらの年の「平均年間給与」は、平年ベースで算出